

契 約 書 (案)

社団法人日本化学会（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、甲の月刊誌、Bulletin of The Chemical Society of Japan（以下「欧文誌」という）の制作につき、以下のとおり役務請負契約を締結する。

- 第1条 乙は、甲の指示に基づき誠実に作業を実施しなければならない。
- 第2条 乙は、遅くとも毎月15日の欧文誌の発効日までに、その号の作業を完了しなければならない。
- 第3条 甲は乙から作業を終了した旨の通知をうけた後、遅滞なく甲の定める方法により検査し、合格・不合格を決定して乙に通知する。
- 第4条 作業の終了とは、契約目的物を甲の指定した場所にて検査可能な状態においたことをいい、契約目的物が甲の検査に合格した場合に納品とする。
- 第5条 乙は納品と同時に納品書を甲に提出するものとする。
- 第6条 契約目的物が検査の結果不合格となった場合、甲は更に納期を定めて代品の提供を請求することができる。
但し、標記の納期から代品を提供した日までの遅滞に対しては、乙は第10条の率により違約金を甲に支払わなければならない。
- 第7条 代金は、別途定める。
- 第8条 代金の支払いは検査終了後、適法な支払請求書を受領した日から起算して翌月以内とする。
- 第9条 甲より乙に貸与品がある場合は、乙はその取扱に十分留意し甲の指定する期日までにこれを返還するものとする。万一、貸与品を汚損・毀損・紛失した場合は、乙は甲の指示に従い弁償するものとする。
- 第10条 甲より乙に支給品がある場合は、乙はその使用に関し善良な管理者としての責を負う。不要となった支給品は速やかにこれを甲に返還するものとする。万一、支給品の返還が汚損・毀損等により不可能となった場合は、乙は甲の指示に従い弁償するものとする。
- 第11条 乙は甲の承諾を得ないで、この契約を第三者に譲渡してはならない。
- 第12条 乙が天災その他やむを得ない事由を除く他、標記の納期内に納品を完了しないときは、甲は違約金として遅滞日数1日につき当該請求金額の1,000分の1に相当する金額を乙から徴収する。
- 第13条 乙は、契約単価表に基づく請求金額及び消費税等以外は、本契約に要する費用があっても甲に請求できないものとする。
- 第14条 乙が請求する消費税等額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する

納品代金に法令所定の税率を乗じた金額（円未満切捨）とする。

- 第 15 条 納品後、標記瑕疵担保期間内に瑕疵が発見されたときは、甲は乙に対し乙の負担による瑕疵の補修又は損害の賠償をさせることができる。
- 第 16 条 乙において代表者の変更があったときは、乙は甲に速やかに届け出なければならない。
- 第 17 条 乙において発行する手形・小切手等の不渡りその他不信行為があったときは、甲はこの契約を解除し、代金の支払いを延期する。
- 第 18 条 乙は甲に対する支払請求権を第三者に譲渡又は質入しないものとする。
- 第 17 条 乙がこの契約の条項に違反したとき又は乙の過怠によって納期限内に納品する見込みがないと認められるときは、何時でも甲は契約を解除することができる。
- 第 19 条 甲は瑕疵の補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお、損害賠償の請求をすることができる。
- 第 20 条 乙は作業中に知り得た甲の業務上の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- 第 21 条 本件に関する成果物の所有権は全て甲に帰属するものとし、著作権は甲に譲渡されるものとする。
- 第 22 条 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、契約対象業務の履行を第三者に委託してはならない。
- 第 23 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ解決するものとする。
- 第 24 条 契約の有効期間は平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約終了 3 ヶ月前までに、甲、乙いずれかから契約終了の書面による申し出がないかぎり、さらに 1 年延長するものとする。

平成 21 年 5 月 29 日

甲 東京都千代田区神田駿河台 1 - 5
社団法人日本化学会
常務理事 太田 暉人

乙 ○○○○